



長崎県公報

目 次

◎ 規 則

所管課（室）名

- 長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

情報システム課

◎ 告 示

- ・公有水面埋立ての竣功認可（2件）
 - ・保安林の指定（2件）
 - ・道路の供用開始
 - ・都市計画事業の事業計画の変更認可
- 公金取扱銀行の事務取扱区分の一部改正

漁 港 漁 場 課
林 政 課
道 路 維 持 課
〃
会 計 課

◎ 公 告

- ・落札者等
- ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件）
- ・測量の実施
- ・測量の終了（2件）
- ・落札者等

情報システム課
漁 業 振 興 課
建 設 企 画 課
〃
物 品 管 理 室

◎ 正 誤

- 平成17年4月15日付け長崎県公報第9428号中

人事委員会事務局

規 則

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月3日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第85号

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年長崎県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（条例別表第1に定める事務） 第7条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次の	（条例別表第1に定める事務） 第7条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次の

とおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) <u>長崎県私立高等学校生徒通学費補助金の交付の申請に係る事実についての審査及び交付に関する事務</u> (4) <u>長崎県私立高等学校授業料軽減補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務</u> 第9条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) <u>長崎県立高等学校授業料等の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務</u> 第17条 条例別表第2の8の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 略 (2) 第7条第2号に規定する事務 前号に掲げる情報 (3) <u>第7条第3号に規定する事務 第1号に掲げる情報</u> (4) <u>第7条第4号に規定する事務 第1号に掲げる情報</u> 第20条 条例別表第2の11の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、同号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 第9条第1号に規定する事務 <u>第17条第1号ウ及びエに掲げる情報</u> (2) 第9条第2号に規定する事務 <u>前号に掲げる情報</u> (3) 第9条第3号に規定する事務 <u>第1号に掲げる情報</u> (4) 第9条第4号に規定する事務 <u>第1号に掲げる情報</u> (5) <u>第9条第5号に規定する事務 第1号に掲げる情報</u> (条例別表第3に定める事務等) 第27条 条例別表第3の5の項事務の欄の規則で定める事務は、<u>次の各号に掲げる事務</u>とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、<u>同号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報</u>とする。 (1) <u>第9条第1号に規定する事務 第17条第1号ア及びイに掲げる情報</u> (2) <u>第9条第2号に規定する事務 前号に掲げる情報</u> (3) <u>第9条第3号に規定する事務 第1号に掲げる情報</u> (4) <u>第9条第4号に規定する事務 第1号に掲げる情報</u> (5) <u>第9条第5号に規定する事務 第1号に掲げる情報</u>	とおりとする。 (1)及び(2) 略 第9条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 第17条 条例別表第2の8の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 略 (2) 第7条第2号に規定する事務 <u>前号ウ及びエに掲げる情報</u> 第20条 条例別表第2の11の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、同号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 第9条第1号に規定する事務 <u>第17条第2号に規定する情報</u> (2) 第9条第2号に規定する事務 <u>第17条第2号に規定する情報</u> (3) 第9条第3号に規定する事務 <u>第17条第2号に規定する情報</u> (4) 第9条第4号に規定する事務 <u>第17条第2号に規定する情報</u> (条例別表第3に定める事務等) 第27条 条例別表第3の5の項事務の欄の規則で定める事務は、<u>第9条第1号に規定する事務</u>とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、<u>次に掲げる情報</u>とする。 (1) <u>長崎県公立高等学校等奨学給付金の支給を受けようとする保護者等又は当該給付金の支給対象となる高校生等に係る生活保護実施関係情報</u> (2) <u>長崎県公立高等学校等奨学給付金の支給を受けようとする保護者等又は当該給付金の支給対象となる高校生等に係る外国人保護実施関係情報</u>
--	---

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第776号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和3年12月3日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和3年12月3日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
名 称 対馬市
所 在 地 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
代表者氏名 対馬市長 比田勝 尚喜
代表者住所 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
- 3 埋立ての区域
(1) 位 置 長崎県対馬市上対馬町豊字島ノ浦1385番3に隣接する道及び1384番7に隣接する道の地先
(2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
(3) 面 積 255.99平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
平成16年12月28日付け長崎県指令16水計許第17号
- 6 閲覧場所
長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所

長崎県告示第777号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和3年12月3日

長崎県知事 中村 法道

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和3年12月3日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名
名 称 対馬市
所 在 地 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
代表者氏名 対馬市長 比田勝 尚喜
代表者住所 長崎県対馬市厳原町国分1441番地
- 3 埋立ての区域
(1) 位 置 長崎県対馬市上対馬町豊字東在所506番7から506番8に至る地先
(2) 区 域 省略（閲覧図書のとおり）
(3) 面 積 372.09平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
昭和62年10月13日付け長崎県指令62漁計許第26号
- 6 閲覧場所
長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市役所

長崎県告示第778号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年12月3日

長崎県知事 中村 法道

- 保安林の所在場所
北松浦郡小値賀町大島郷字段竹添13、字段之上62の1、字赤尾176の2、字古川217の2、223の1、223の3、224
- 指定の目的
風害の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び小値賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第779号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年12月3日

長崎県知事 中村 法道

- 保安林の所在場所
北松浦郡小値賀町笛吹郷字江川500の1、502の1、521から529まで、530の1、530の2、字遠見石800の1、837から839まで、841の1、841の2、841の8、841の10、841の12、841の14
- 指定の目的
風害の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び小値賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第780号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年12月3日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 富江岐宿線	五島市岐宿町松山字段ノ上1532番6地先から 五島市岐宿町松山字段ノ上1533番1地先まで	令和3年12月3日

長崎県告示第781号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年12月3日

長崎県知事 中村 法道

1 施行者の名称

大村市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成13年長崎県告示第514号

大村都市計画公園事業

6・5・1号 大村市総合運動公園

3 施行期間

自 平成13年6月29日 至 令和11年3月31日

4 事業地

収用の部分	大村市黒丸町	155-3	156-3	157-3	158-3	160-3
		161-3	163-3	164-3	122	121
		120	119	117	116-1	114-1
		113-1	112-1	110-1		

使用の部分 なし

長崎県告示第782号

公金取扱銀行の事務取扱区分（昭和39年長崎県告示第172号）の一部を次のように改正し、十八親和銀行佐世保俵町支店、十八親和銀行北有馬出張所及び十八親和銀行野母中央支店については令和3年12月6日から、十八親和銀行大宮中央支店、十八親和銀行久留米中央支店及び十八親和銀行馬町支店については令和3年12月20日から適用する。

令和3年12月3日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
1 略		1 略	
2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置		2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
十八親和銀行佐世保駅前支店	佐世保市三浦町	十八親和銀行佐世保駅前支店	佐世保市三浦町
		<u>十八親和銀行佐世保俵町支店</u>	<u>佐世保市俵町</u>
		<u>十八親和銀行大宮中央支店</u>	<u>佐世保市大宮町</u>
略	略	略	略
十八親和銀行南串山出張所	雲仙市南串山町	十八親和銀行南串山出張所	雲仙市南串山町
		<u>十八親和銀行北有馬出張所</u>	<u>南島原市北有馬町</u>
略	略	略	略
十八親和銀行東福岡支店	福岡市博多区博多駅東三丁目	十八親和銀行東福岡支店	福岡市博多区博多駅東三丁目
		<u>十八親和銀行久留米中央支店</u>	<u>久留米市小頭町</u>
略	略	略	略

十八親和銀行佐世保市役所支店	佐世保市八幡町	十八親和銀行佐世保市役所支店	佐世保市八幡町
略	略	十八親和銀行馬町支店	長崎市馬町
十八親和銀行チトセピア支店	長崎市千歳町	略	略
略	略	十八親和銀行チトセピア支店	長崎市千歳町
		十八親和銀行野母中央支店	長崎市野母町
		略	略
3及び4 略		3及び4 略	

公 告

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年12月3日

長崎県知事 中村 法道

- 物品等又は特定役務の名称及び数量
 - EVE MA サーバライセンス（5301-5400）1
 - EVE MA クライアントライセンス（5301-5400）5,400
 - IDマネージャプラグインライセンス（5301-5400）5,400
 - EVE MA ソフトウェアサポート（5901-6000）30,000
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部情報システム課（情報基盤班）
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話 095-895-2233
- 契約方法
一般競争入札
- 落札決定日
令和3年11月16日
- 落札者
福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目5番1号
東京センチュリー株式会社 福岡営業部 福岡営業部長 伊藤 卓朗
- 落札価格
49,914,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 入札公告日
令和3年10月5日
- 落札方式
最低価格

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年12月3日

長崎県知事 中村 法道

- 届出事項
 - 発起人の住所及び氏名
長崎県佐世保市日野町2602番地
田中 栄市

長崎県佐世保市高島町595番地 1

内野 広樹

(2) 加入区

佐世保市相浦加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

佐世保市相浦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県佐世保市相浦町2731番地16

佐世保市相浦漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年12月3日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県対馬市上県町久原59番地 2

須川 幸一

長崎県対馬市上県町鹿見13番地 4

鹿見団地B棟 1号

原谷 直秀

(2) 加入区

上県町鹿見加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

上県町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県対馬市上県町鹿見字京ヶ崎13番地 3

上県町漁業協同組合

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎地方方法務局長から公共測量（登記所備付地図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年12月3日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎市古川町、東古川町、銀屋町、万屋町、浜町、鍛冶屋町の一部、油屋町及び丸山町	令和3年11月12日から 令和5年3月31日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年12月3日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎市琴海村松町	令和3年11月15日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（電子基準点現地調査）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和3年12月3日

長崎県知事 中村 法道

基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
島原市、南島原市、雲仙市	令和3年11月1日

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和3年12月3日

長崎県知事 中村 法道

1 物品名及び数量

- ① 3入札第126号 電子計算機ネットワークシステム（CAD） 1組
- ② 3入札第127号 電子計算機ネットワークシステム（CAD） 1組
- ③ 3入札第128号 電子計算機ネットワークシステム（CAD） 1組
- ④ 3入札第129号 電子計算機ネットワークシステム（CAD） 1組

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県出納局物品管理室

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881

3 調達方法

購入

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

令和3年11月24日

6 落札者

- ① 長崎市田中町585-5
扇精光ソリューションズ（株） 代表取締役 濱口 晴樹
- ② 長崎市万才町3-5
富士フィルムビジネスイノベーションジャパン（株） 長崎支社 長崎支社長 秋山 富也
- ③ 福岡市中央区大名2-9-27
（株）内田洋行 九州支店 支店長 坂口 秀雄
- ④ 長崎市万才町3-5

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン（株）長崎支社 長崎支社長 秋山 富也

7 落札価格（消費税及び地方消費税を含む。）

① 10,532,500円

② 11,851,400円

③ 11,521,950円

④ 11,914,100円

8 入札公告日

令和3年10月22日

9 落札方式

最低価格

正

誤

平成17年4月15日付け長崎県公報第9428号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
1175	36	第32条第1項を次のように改める。 職員給与条例第21条の4第1項各号の規定に基づき、農林漁業普及指導手当の支給を受ける職員は、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第8条の規定に基づき設置された普及指導員又は森林法（昭和26年法律第249号）第187条の規定に基づき設置された林業普及指導員及び長崎県水産業改良普及職員設置規定（昭和34年長崎県告示第631号）に基づき設置された水産業普及指導員のうち人事委員会が別に定める資格を有する者とする。 同条第2項中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。	第32条第1項を次のように改める。 職員給与条例第21条の4第1項各号の規定に基づき、農林漁業普及指導手当の支給を受ける職員は、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第8条の規定に基づき設置された普及指導員又は森林法（昭和26年法律第249号）第187条の規定に基づき設置された林業普及指導員及び長崎県水産業改良普及職員設置規定（昭和34年長崎県告示第631号）に基づき設置された水産業普及指導員のうち人事委員会が別に定める資格を有する者とする。 <u>同条第1項各号を削る。</u> 同条第2項中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
(八九五)
二二一
四一

印刷所
印刷人
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
ミツクプリント